

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和8年3月6日

収支等命令者

佐賀県佐賀土木事務所長 満石孝司

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量 公園管理用乗用芝刈機 1台
- (2) 調達内容 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和8年10月9日（金）
- (4) 納入場所 佐賀県立森林公園（佐賀県佐賀市久保田町大字徳万 1897）

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしてください。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限時点で有すること。

なお、当該入札資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要な事項を記入の上、アの場所に提出し、令和8年3月27日の入札書提出までに競争入札参加資格の登録を受けてください。

ア 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（新館2階）

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市内 1-1-59

電話 0952-25-7194

ファックス番号 0952-25-7280

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

イ 申請書様式の入手先

アの部局又は佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00326503/index.html>)

- (2) 佐賀県内に本店を有する者又は県内に支店等（県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数が50人以上の者）を有する者であること。又は誘致企業。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定め

- る手続きに基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続きに基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県佐賀土木事務所 総務課総務担当
郵便番号 840-0854 佐賀県佐賀市八戸 2-2-67
電話 0952-24-4345
ファックス番号 0952-22-6589
電子メールアドレス sagadoboku@pref.saga.lg.jp
- (2) 入札関係様式の交付期間及び方法
令和8年3月9日(金)から令和8年3月24日(火)まで佐賀県ホームページに掲載します。
掲載先 <https://www.pref.saga.lg.jp/list02057.html>
- (3) 入札者に求められる義務
- ア 入札に参加しようとする者は、入札参加届、営業概要書を令和8年3月24日(火)午後5時までに、3の(1)の担当課まで郵送(同日時必着)、又は持参してください。
- なお、入札参加届の提出時点で2の(1)の資格のない者は、入札の際に2の(1)のアの登録を受けたことがわかる書面を入札書とともに提出してください。

また、入札参加届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を
書面で提出してください。

ウ 仕様書に示す参考品以外の物品で入札に参加しようとする者は、応札しようとしている物品につ
いてカタログ又は応札仕様書等を添付の上、同等品承認申請書を令和8年3月18日（水）午後2
時までに、3の（1）の担当課へ持参又は郵送してください。提出された資料を審査の上、同等品
と認められた物品に限り、入札の対象物品とします。

エ 同等品承認申請の確認結果は、令和8年3月23日（月）までに通知します。

（4）入札等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、質問書に質問内容を記載し、令和8年3月
16日午後4時までに3の（1）の電子メールアドレスへ送信してください。

質問を受理した場合、質問のあった者に対しては速やかに電子メールで回答し、県のホームペー
ジ上で閲覧に供します。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月27日（金）午前10時～

イ 場所 佐賀土木事務所1階第2会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とします

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡します。

（6）入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとします、ただし、代理人が
入札をする場合は、入札前に委任状（別紙様式4）を提出するものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に
1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も
った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭始に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は、頭始に「¥」
の記号を、末尾に「—」の記号を付記してください。

（7）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。

（8）入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあり
ますので、事前に（1）の部局に確認してください。

（9）入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることはできません。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

- ウ 当該入札について不正行為を行った者
- エ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- カ 入札価格の記載において3の(6)のウの要件を満たさない入札書を提出した者
- キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ケ 民法（明治29年法律第89号）第95号（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
- コ 1人で2以上の入札をした者
- サ 代理人でその資格のない者
- シ アからサまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(10) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

- ア 令和8年2月定例県議会において当該物品の購入予算が成立しなかったとき。
- イ 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(11) 落札者の決定方法

- ア 佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者のくじ引きによって落札候補者を決定するものとします。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行います。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金
佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号により免除します。
- (3) 契約保証金
佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除にします。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約締結日 令和8年4月1日から5日（土日を含まない）以内
- (5) 詳細は入札条件書によります。